

第7回 斜里町農業委員会総会会議録

1. 召 集 令和3年1月26日(火) 13時30分
第7回・斜里町農業委員会を役場2階大会議室に招集した

2. 開 会 令和3年1月26日(火) 13時25分

3. 閉 会 令和3年1月26日(火) 14時13分

4. 出席委員

1番 青柳	2番 山口	3番 馬場	4番 星	5番 尾崎
6番 田中	7番 泉	8番 菊池	9番 岩井	10番 市村
11番 波多野	12番 菅野	13番 佐藤	14番 小池	15番 菱川
16番 島田	—	—	—	—

5. 欠席委員 なし

6. 議事録署名委員 12番一菅野委員 13番一佐藤委員

7. 付議議件
議案第30号 農地法第18条の規定による合意解約通知について
議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第32号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第33号 斜里町農用地利用集積計画案の承認について
議案第34号 農地中間管理機構への買入協議の要請について
議案第35号 農用地利用配分計画による意見照会に対する回答について

8. 農業委員会事務局職員

事務局長 伊藤 智哉
事務局 笠井 孝弘
 神矢 拓郎
 羽田野 由美子

9. 会議の概要

事務局	<p>第7回斜里町農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>本日の欠席委員はおりません。</p> <p>出席委員は16名中16名で定数に達していますので農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により総会は成立しております。</p> <p>議長よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>それでは第7回斜里町農業委員会総会を始めたいと思います。</p> <p>日程1、議事録署名員に、12番一菅野委員、13番一佐藤委員を委嘱します。</p> <p>日程2、議案第30号農地法第18条の規定による合意解約通知について説明お願ひします。</p>
事務局	<p>議案第30号農地法第18条の規定による合意解約通知について</p> <p>下記のとおり提出のあった合意解約通知の成立状況について確認を求める。</p> <p>番号1、関係の土地については、字以久科南6筆、地目畠、合計面積は77,749m²、利用権の種類は使用貸借、契約期間は平成29年12月22日から令和10年11月30日、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は令和2年12月10日となっております。</p> <p>番号2、関係の土地については、字以久科北3筆、地目畠、合計面積は19,035m²、利用権の種類は賃貸借、契約期間は平成29年12月22日から令和4年11月30日、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は令和3年1月15日となっております。</p> <p>番号3、関係の土地については、字以久科北4筆、地目畠、合計面積は71,027m²、利用権の種類は賃貸借、契約期間は平成29年12月22日から令和4年11月30日、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は令和3年1月15日となっております。</p> <p>番号4、関係の土地については、字以久科北2筆、地目畠、合計面積は49,987m²、利用権の種類は賃貸借、契約期間は平成25年11月25日から令和5年11月30日、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は令和3年1月15日となっております。</p> <p>別紙の合意解約書の写しの確認もお願ひします。以上です。</p>
議長	合意解約通知について確認決定してよろしいですか。
全員	よろしいです。
議長	それでは決定とします。
	日程3、議案第31号農地法第3条の規定による許可申請について説明お願ひします。

事務局	<p>議案第 31 号農地法第 3 条の規定による許可申請について 農地又は採草放牧地の権利移動又は権利設定の許可申請について審議を求める。</p> <p>区分 1、関係の土地については字以久科南 6 筆、地目については記載のとおり、合計面積は 76,544 m²、申請の理由は貸人が離農するので所有地を賃貸する。借人が経営規模拡大のため賃借するとなっています。</p> <p>労働力・経営面積については記載のとおりとなっています。</p> <p>区分 2、関係の土地については字中斜里 1 筆、地目については記載のとおり、面積は 18,786 m²、申請の理由は貸人が離農しているので所有地を賃貸したい。借人が経営規模拡大のため賃借したいとなっています。</p> <p>労働力・経営面積については記載のとおりとなっています。</p> <p>区分 3、関係の土地については字日の出 1 筆、地目については記載のとおり、面積は 363 m²、申請の理由は貸人が所有地を自作しないで賃貸する。借人が経営規模拡大のため賃借するとなっています。</p> <p>労働力・経営面積については記載のとおりとなっています。</p> <p>位置図については 1 から 3 番まで次頁記載となっています。</p> <p>現地調査については 1 番が 1 月 22 日(金)菅野委員、市村委員、波多野委員で行っています。2 番が 1 月 22 日(金)岩井委員、馬場委員、山口委員で行っています。3 番が 1 月 22 日(金)泉委員、青柳委員、菱川委員で行っています。</p> <p>別紙の農地法第 3 条調査書のとおり農地又は採草放牧地の権利移動制限の項目いずれも該当なしとなっていますのでこちらも併せて確認をお願いします。以上です。</p>
議長	区分 1 の現地確認委員、菅野委員どうでしたか。
菅野委員	問題ありません。
議長	それでは、区分 1 を決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	区分 1 について農地法第 3 条調査書の確認と現地調査の結果、異議なしと認め決定します。
岩井委員	区分 2 の現地確認委員、岩井委員どうでしたか。
議長	問題ありません。
全員	区分 2 について、問題なしということで決定してよろしいですか。

議長	区分 2について農地法第 3 条調査書の確認と現地調査の結果、異議なしと認め決定します。 区分 3を決定する前に小池委員の案件となりますので退席をお願いします。 (小池委員退席) 区分 3 の現地確認委員、泉委員どうでしたか。
泉委員	問題ありません。
議長	区分 3について、問題なしということで決定してよろしいですか。
全員	異議なし
議長	区分 3について農地法第 3 条調査書の確認と現地調査の結果、異議なしと認め決定します。 (小池委員着席) 日程 4、議案第 32 号農地法第 5 条の規定による許可申請について説明お願いします。
事務局	議案第 32 号農地法第 5 条の規定による許可申請について 農地又は採草放牧地の転用に係る下記の者の申請について審議を求める。 区分 1、関係の土地については字以久科北 1 筆、地目畠、面積は 1,302 m ² 申請の理由については農業用施設の建設追認、転用の概要については記載のとおりとなっております。 区分 2、関係の土地については字峰浜 1 筆、地目畠、申請の理由については砂利採取、面積は 14,151 m ² 、採取量 39,243 m ³ 、転用の概要については記載のとおり、期間は令和 3 年 4 月 2 日から令和 4 年 4 月 1 日までとなっております。 位置図は同頁記載のとおり、現地確認は 1 番が 1 月 22 日(金)市村委員、菅野委員、波多野委員で行っています。2 番が 1 月 22 日(金)泉委員、青柳委員、菱川委員で行っています。 別紙の農地転用許可申請に係る審査表の確認もお願いします。以上です。
議長	区分 1 の現地確認委員の市村委員どうでしたか。
市村委員	問題ありません。
議長	問題なしということで決定してよろしいですか。
全員	異議なし。

議長	農地転用許可申請に係る審査表の確認と現地調査の結果、異議なしと認め決定します。 区分 2 の現地確認委員の泉委員どうでしたか。
泉委員	問題ありません。
議長	問題なしということで決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
事務局	<p>農地転用許可申請に係る審査表の確認と現地調査の結果、異議なしと認め決定します。</p> <p>日程 5、議案第 33 号斜里町農用地利用集積計画案の承認について説明お願いします。</p> <p>議案第 33 号斜里町農用地利用集積計画案の承認について (1)所有権の移転関係</p> <p>番号 1、関係の土地については、字富士 2 筆、地目畠、合計面積は 15,683 m²、申請の理由については譲渡人が離農しているため譲渡したい、譲受人は農地売買支援事業となっています。価格については 1,667 千円、反当り 106 千円となっています。幹旋委員は佐藤委員長、波多野副委員長、菅野委員、菊池委員、市村委員、星委員、佐藤(郁)委員で行なっています。</p> <p>番号 2、関係の土地については、字大栄 2 筆、地目畠、合計面積は 89,725 m²、申請の理由については譲渡人が離農しているため譲渡したい、譲受人は農地売買支援事業となっています。価格については 22,431 千円、反当り 250 千円となっています。幹旋委員は馬場委員長、岩井副委員長、山口委員、尾崎委員、佐藤(忠)委員、石川委員で行なっています。</p> <p>番号 3、関係の土地については、字以久科南 1 筆、地目畠、面積は 46,142 m²、申請の理由については譲渡人が離農しているため譲渡したい、譲受人は農地売買支援事業となっています。価格については 13,900 千円、反当り 301 千円となっています。幹旋委員は佐藤委員長、波多野副委員長、菅野委員、菊池委員、市村委員、星委員、佐藤(郁)委員で行なっています。</p> <p>番号 4、関係の土地については、ウトロ高原 1 筆、地目畠、面積は 46,376 m²、申請の理由については譲渡人が離農しているため譲渡したい、譲受人は農地売買支援事業となっています。価格については 4,411 千円、反当り 95 千円となっています。幹旋委員は菱川委員長、田中副委員長、青柳委員、泉委員、小池委員で行なっています。</p> <p>番号 5、関係の土地については、ウトロ高原 3 筆、地目畠、面積は 126,931 m²、申請の理由については譲渡人が離農しているため譲渡したい、譲受人は農地売買支援事業となっています。価格については 13,913 千円、反当り 110 千円となっています。幹旋委員</p>

	<p>員は菱川委員長、田中副委員長、青柳委員、泉委員で行なっています。</p> <p>番号 6、関係の土地については、字三井 3 筆、地目畠、合計面積は 42,235 m²、申請の理由については譲渡人が離農しているため譲渡したい、譲受人は経営規模拡大のため譲受したいとなっています。価格については 7,503 千円、反当り 178 千円となっています。経営面積は記載のとおり、斡旋委員は佐藤委員長、波多野副委員長、菅野委員、菊池委員、市村委員、星委員で行なっています。</p> <p>番号 7、関係の土地については、字大栄 5 筆、地目畠、合計面積は 48,938 m²、申請の理由については譲渡人が離農しているため譲渡したい、譲受人は経営規模拡大のため譲受したいとなっています。価格については 12,279 千円、反当り 251 千円となっています。経営面積は記載のとおり、斡旋委員は馬場委員長、岩井副委員長、山口委員、尾崎委員、佐藤(忠)委員、石川委員で行なっています。</p> <p>位置図については 1 から 4 番は 7 頁、5 から 7 番は 8 頁に記載となっています。</p> <p>別紙、農業経営基盤強化促進法 18 条 3 項の調査書も確認をお願いします。以上です。</p>
議長	所有権の移転関係の番号 1 から 7 まで決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	農業経営基盤強化促進法 18 条 3 項の調査書の確認の結果、異議なしと認め決定します。
	(2) 利用権の設定関係の説明をお願いします。
事務局	<p>(2) 利用権の設定関係</p> <p>番号 1、関係の土地については字豊倉 1 筆、地目畠、面積は 25,530 m²、利用権の種類は賃貸借、期間は公告日から令和 13 年 11 月 30 日まで、借賃は反当たり 10,000 円、支払方法は毎年 11 月末日までに指定口座に振り込みとなっています。</p> <p>番号 2、関係の土地については字以久科北 8 筆、地目畠、合計面積は 183,797 m²、利用権の種類は使用貸借、期間は公告日から令和 13 年 11 月 30 日までとなっています。</p> <p>番号 3、関係の土地については字以久科北 3 筆、地目畠、合計面積は 19,035 m²、利用権の種類は賃貸借、期間は公告日から令和 8 年 11 月 30 日まで、借賃は反当たり 9,000 円、支払方法は毎年 11 月末日までに指定口座に振り込みとなっています。</p> <p>番号 4、関係の土地については字以久科北 4 筆、地目畠、合計面積は 71,027 m²、利用権の種類は賃貸借、期間は公告日から令和 8 年 11 月 30 日まで、借賃は反当たり 9,000 円、支払方法は毎年 11 月末日までに指定口座に振り込みとなっています。</p> <p>番号 5、関係の土地については字以久科北 2 筆、地目畠、合計面積は 49,987 m²、利用権の種類は賃貸借、期間は公告日から令和 8 年 11 月 30 日までとなっています。</p> <p>位置図について 1 番は継続のため省略、2 から 5 番は経営移譲のため省略となっています。</p>

	別紙、農業経営基盤強化促進法 18 条 3 項の調査書の確認もお願いします。以上です。
議長	(2)の利用権の設定関係について 1 から 5 番まで決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	農業経営基盤強化促進法 18 条 3 項の調査書の確認の結果、異議なしと認め決定します。 日程 6、議案第 34 号農地中間管理機構への買入協議の要請について説明お願いします。
事務局	議案第 34 号農地中間管理機構への買入協議の要請について 農業経営基盤強化促進法第 16 条第 2 項の規定による買入協議の要請について審議を求める。 区分 1、関係の土地については字朱円東 12 筆、地目は記載のとおり、合計面積は 81,105.84 m ² 、斡旋申出日は令和 2 年 11 月 27 日、斡旋委員は菱川委員長、青柳委員、泉委員、小池委員、村上委員で行っています。 位置図は同頁記載となっております。以上です
議長	区分 1 について決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	異議なしと認め決定します。 日程 7、議案第 35 号農用地利用配分計画に係る意見照会について説明お願いします。
事務局	議案第 35 号農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答について 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき意見照会があつたので、下記の農用地利用配分計画について審議を求める。 番号 1、関係の土地については字来運 1 筆、地目畠、合計面積は 910 m ² 、利用権の種類は賃貸借、期間は令和 3 年 3 月 11 日から令和 6 年 11 月 30 日まで、借賃は反当たり 3,000 円、支払い方法は 12 月 10 日までに指定の口座に振込となっています。 位置図については、経営移譲のため省略となっています。
全員	番号 1 について決定してよろしいですか。
議長	異議なし。
全員	異議なし。

議長	ここで休憩とし、日程 8 その他、協議・報告事項の説明をお願いします。 (一時休憩) 本会議に戻し、全体を通して何か意見等ありませんか。
全員	ありません。
議長	以上をもちまして第 7 回斜里町農業委員会総会を終わります。

前記会議の顛末を記録し、その相違なき事を記すために茲に署名する。

令和 3 年 1 月 26 日

斜里町農業委員会 会長 島田 秀一

議事録署名委員 常野 衣裕一

議事録署名委員 佐藤 公紀